

## 別表

## 認定基準

	項目	認定基準
1	健康経営宣言	<p>(必須項目)</p> <p>① 事業主が健康経営宣言をし、社内外に示している。</p> <p>② 秋田県健康づくり県民運動推進協議会へ参加している。</p> <p>③ 全ての事業場において、従業員の健康管理を担当する者を定めている。</p> <p>④ 組織として、従業員の健康づくりの目標を立て、取り組んでいる。</p> <p>⑤ (加入保険者で健康宣言の登録を実施している場合) 加入保険者に健康宣言を登録している。</p>
2	健康診断・特定健診・特定保健指導	<p>(いずれか必須)</p> <p>① 全ての常勤従業員が、定期健康診断を受診している。</p> <p>② 直近の定期健康診断の受診率が100%でない場合、未受診の理由を確認し、受診勧奨等の対応をしている。</p> <p>(2つ以上の取組が必須)</p> <p>③ 医療保険者と連携し、健診や保健指導を受診しやすいように、時期や場所を設定している。</p> <p>④ 被扶養者の特定健診受診率を向上させるための取組をしている。</p> <p>⑤ 特定保健指導対象者へ、保健指導の受診を働きかけている。</p> <p>⑥ 再検査や精密検査等対象者へ、医療機関等への受診を働きかけている。</p> <p>⑦ 特定保健指導や再検査、精密検査受診のための出勤認定、特別休暇等の制度がある。</p>
3	がん検診受診率向上	<p>(2つ以上の取組が必須)</p> <p>① 従業員や家族を対象に、がんやがん検診に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>② 従業員や家族を対象に、専門家を講師とした、がんやがん検診に関する研修会を開催している。</p> <p>③ 従業員が他機関が実施するがんやがん検診に関する研修会を受講した場合、その内容を従業員に伝達している。</p> <p>④ 常勤従業員に対して、厚生労働省が推奨する「五大がん」検診の受診費用を補助している。</p> <p>⑤ がん検診受診のための出勤認定、特別休暇等の制度がある。</p>

		<p>⑥ がん検診を定期健康診断と同時に受診できる体制がある。</p> <p>⑦ 再検査や精密検査等対象者へ、医療機関等への受診を働きかけている。</p> <p>⑧ (がん検診の費用補助を法人として実施していない場合) 従業員やその家族に、市町村が実施するがん検診の受診を働きかけている。</p>
4	栄養・食生活	<p>(2つ以上の取組が必須)</p> <p>① 従業員や家族を対象に、減塩や野菜摂取に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>② 従業員や家族を対象に、専門家を講師とした、栄養・食生活改善の研修会を開催している。</p> <p>③ 従業員や家族が利用できる、栄養や食生活に関する相談や指導が受けられる窓口を設置し、周知している。</p> <p>④ (社員食堂や寮がある場合) 塩分摂取を減らす取組をしている。</p> <p>⑤ (社員食堂や寮がある場合) 野菜や果物を多く摂取できる取組をしている。</p> <p>⑥ (社員食堂がある場合) 栄養成分を、従業員が理解できるように、表示している。</p> <p>⑦ (宅配弁当の利用がある場合) 健康に配慮した弁当を利用できるよう取組をしている。</p> <p>⑧ (自動販売機の設置をしている場合) 健康に配慮した飲料を配置している。</p> <p>⑨ (従業員が利用できる飲料や菓子等を準備している場合) 健康に配慮した飲料や菓子等を選択している。</p> <p>⑩ 食事を摂るために十分な休憩時間を設定している。</p> <p>⑪ 社内行事等で従業員に弁当等の食事を提供する際に、栄養バランスや適切な量を考慮している。</p>
5	身体活動・運動	<p>(2つ以上の取組が必須)</p> <p>① 従業員や家族を対象に、身体活動や運動に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>② 従業員や家族を対象に、専門家を講師とした、身体活動・運動の研修会を開催している。</p> <p>③ 各事業場で恒常的にストレッチやラジオ体操に取り組んでいる。</p> <p>④ 階段の使用を推奨している。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 座りっぱなしの時間を減らすよう働きかけている。</li> <li>⑥ 徒歩や自転車での通勤環境を整えている。</li> <li>⑦ 従業員が定期的に運動することを支援している。</li> <li>⑧ 自治体を実施するチャレンジデー等のスポーツイベントに参加している。</li> <li>⑨ 従業員が利用する運動施設利用料の費用を補助している。</li> <li>⑩ 従業員が運動や身体を動かす機会をつくっている。</li> </ul>
6	受動喫煙ゼロ、そして禁煙	<p>(いずれか必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 秋田県受動喫煙防止宣言施設に登録している。</li> <li>② (第1種施設の場合) 敷地内禁煙とし、屋外喫煙所を設置していない。</li> <li>③ (第2種施設の場合) 屋内禁煙とし、喫煙専用室や指定たばこ専用室を設置していない。</li> </ul> <p>(2つ以上の取組が必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 従業員や家族を対象に、受動喫煙や「たばこと健康」に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。</li> <li>⑤ 秋田県受動喫煙防止条例に規定する県民の責務を啓発し、喫煙する従業員が受動喫煙防止に取り組むよう支援している。</li> <li>⑥ 営業車や社用車を禁煙とし、受動喫煙防止に取り組んでいる。</li> <li>⑦ 喫煙可能な場所であっても、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するよう呼びかけ受動喫煙防止に取り組んでいる。</li> <li>⑧ 従業員や家族を対象に、禁煙講座を実施している。</li> <li>⑨ 従業員の禁煙を支援する制度がある。</li> <li>⑩ 就業時間中に禁煙タイムを設けている(全時間禁煙も含む)。</li> </ul>
7	アルコールと健康	<p>(2つ以上の取組みが必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 従業員や家族を対象に、アルコールの飲み過ぎや健康被害に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。</li> <li>② 適量飲酒(概ね男性2合、女性1合/日)を呼びかけ、健康被害の防止を働きかけている。</li> <li>③ 休肝日(概ね週2回)を設けることを呼びかけ、健康被害の防止を働きかけている。</li> <li>④ 飲酒を伴う会合を開催する場合、ソフトドリンク等のノン</li> </ul>

		<p>アルコール飲料も用意している。</p> <p>⑤ アルコールハラスメントの防止に取り組んでいる。</p>
8	歯と口腔の健康	<p>(2つ以上の取組が必須)</p> <p>① 従業員や家族を対象に、う蝕や歯周病等、歯の喪失防止に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>② 従業員が職場で食後に歯を磨くことができる場所がある。</p> <p>③ 常勤従業員に対して、歯科健診の受診費用を補助している。</p> <p>④ 歯科健診受診のための出勤認定、特別休暇等の制度がある。</p> <p>⑤ (歯科健診の費用補助を法人として実施していない場合) 従業員やその家族に、市町村が実施する歯周病検診の受診を働きかけている。</p>
9	こころの健康	<p>(必須項目)</p> <p>① 過重労働対策を従業員や家族に示し、長時間労働や連続勤務の防止に取り組んでいる。</p> <p>(2つ以上の取組が必須)</p> <p>② 従業員や家族を対象に、ストレスや睡眠不足、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>③ 組織全体で、あいさつや声かけ等を通し、従業員同士のコミュニケーションの活性化を図っている。</p> <p>④ 常勤従業員の規模に関わらず、ストレスチェック及び事後の面接指導を実施している。</p> <p>⑤ 従業員や家族が利用できるメンタルヘルスに関する相談窓口を周知している。</p> <p>⑥ 「秋田県心はればれゲートキーパー養成講座」を受講した管理職や従業員が在籍している。</p> <p>⑦ 従業員が他機関が実施するこころの健康に関する研修会を受講した場合、その内容を従業員に伝達している。</p> <p>⑧ ハラスメントの防止対策や相談体制を整備し、従業員に周知している。</p> <p>⑨ 組織として、メンタルヘルスの不調の兆候がある従業員に気づき、声をかけ、適切な相談機関等へつなぐ体制を整えている。</p>
10	社会参加	<p>(1つ以上の取組が必須)</p> <p>① 従業員の地域活動を支援している。</p> <p>② 組織として従業員が参加する地域活動を実施している。</p>